

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
1	2	第1	1	(5)	ア		「更新対象である4機」とは、1ページ記載の表における10、20、30、40号機という理解でよろしいでしょうか？	ご質問の通りです。
2	2	第1	1	(5)	ア	(7)	「設備は発電機棟内に設置」とありますが、VFMの向上に資する事業者提案であれば、貴市との協議及び必要な手続を経た上で、設備を発電機棟の屋上や周辺の空地に設置することは可能でしょうか？	設備を設置するのはガス発電機棟内(屋上を含む)といたします。
3	2	第1	1	(5)	ア	(7)	本事業の安全性・信頼性を損ねることのない範囲についての目安をお示し下さい。	公募要項等で提示いたします。
4	2	第1	1	(5)	ア	(7)	「一定の運転実績」の定義を教示願います。	実施方針にあるとおり焼却炉等での使用分を除き使用可能な消化ガス全量を発電に利用することを指します。但し更新時期及び定期修繕中は、安全燃焼装置をその燃焼容量の範囲内で利用可能とします。詳細は公募要項等で提示いたします。
5	2	第1	1	(5)	ア	(7)	既存設備の一部を更生整備する場合、その費用は補助金対象と考えてよいでしょうか。また、設備更新ではないと思われませんが、更正整備に係る費用は本事業のBTO方式が適用されると考えてよいでしょうか。	公募要項等で提示いたします。
6	2	第1	1	(5)	ア	(7)	建物の維持・管理は本PFI事業内と考えてよろしいでしょうか。また、その場合、建築付帯設備(空調、照明設備等)の管理区分をご教示願います。	原則として建物及び建物付帯設備の維持管理は横浜市側が担当しますが、発電・温水供給業務に密接に関係し、PFI事業者が管理した方が効率的であると考えられる部分の維持管理は本事業の範囲に含まれます。管理区分の考え方は公募要項等で提示いたします。
7	2	第1	1	(5)	ア	(7)	発電機棟内の換気設備の更新及び維持管理はPFI事業者の事業範囲でしょうか。	提案内容によってPFI事業者の業務範囲に含まれる可能性があります。回答6も合わせてご参照ください。
8	2	第1	1	(5)	ア	(イ)	前回実施方針から「前処理を行い」が削除されていますが、消化ガスの前処理に関する考え方をご明示願います。また、一定の組成を持つとありますが、具体的に定義されるのでしょうか。	ガスの性状に関する情報を提示するのに「一定の組成を持つ」で十分と考え、「前処理を行い」を敢えて述べる必要はないと判断しました。ガスの組成については公募要項等で提示いたします。
9	2	第1	1	(5)	ア	(イ)	「ガス発生実績」資料によると燃料電池は平成18年6月より停止していますが、今後再稼働の予定はありますか。	現在のところ再稼働の予定はありません。
10	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	既設発電機50号は、すでに稼働より10年が経過しており、事業開始後、5年程度で耐用年数が来ます。その使用について何らかの制限はないのでしょうか。また、維持管理費について、平等性の観点から何らかの基準の公表をお願いします。	50号機の取り扱いには耐用年数到来前の廃棄以外は事業者の提案によるものとします。50号機の維持管理費のデータについては、公募要項等の公表後、関心表明を出した応募グループに対して提示する予定です。

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
11	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	<p>建築付帯設備の維持管理業務範囲について以下ご教示願います。</p> <p>①現在プラント電気(2階電気室設置のコントロールセンタ)より電源を供給している機器は業務範囲として考えてよいですか？ (例. 発電機室、電気室等の給排気用で比較的、大容量のファン等)</p> <p>②建築電気設備盤にて電源供給している機器については業務範囲外と考えてよいですか？ (例. 照明設備や小容量のファン)</p>	<p>ガス発電機棟及び建物付帯設備の維持管理業務の取り扱いについては公募要項等で考え方を提示いたします。回答6も合わせてご参照ください。</p>
12	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	<p>維持管理、運営をおこなうにあたり、発電機棟及び、既存施設の一部(監視室・トイレ・更衣室・駐車場など)を無償にて自由に利用できますでしょうか。場所、条件等を明示くださいますようお願いいたします。</p>	<p>維持管理、運営に必要なガス発電機棟内のスペースは基本的に無償で使用できます。駐車場等の共用部分の利用については優先交渉権者決定後、事業契約締結までの協議事項と致します。</p>
13	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	<p>「更新対象とならない既設設備の運営及び維持管理については更新終了まで・・・市の所掌となる。」とありますが、更新までのスケジュールによってPFI事業者の事業費用に大きく影響があります。市の所掌となる、更新完了又は全面供給開始までの費用をどのように提案評価するのか基準を明示いただきたくお願いします。</p>	<p>市の所掌となる業務に係る市側の費用は評価の対象には致しません。</p>
14	3	第1	1	(5)	ウ	(ア)	<p>[消化ガスを全量、適正に消費すること]とありますが、適性に消費するという事は、北部汚泥処理センター内で消費する事に限られると理解しますが、よろしいですか。</p>	<p>ご質問の通りです。</p>
15	3	第1	1	(5)	ウ	(ア)	<p>更新期間中の消化ガスの全量消費リスクについて、市/PFI事業者のそれぞれが設備の運営・維持管理をおこなっているため、PFI事業者だけがリスク負担をすることは妥当性がないと考えます。当該期間中の消化ガス消費リスクについては、市もしくはPFI事業者のどちらか、原因者の負担となるようお願いいたします。</p>	<p>ご意見は承りました。</p>
16	3	第1	1	(5)	ウ	(イ)	<p>汚泥量の少ない夏季は、消化ガス発生量が少ないことが多く、また、温水供給の必要量も少ないことが予想されます。設備が過大となることを防ぐためにも、年間を通して常時の要求水準の設定ではなく、季節ごとの温水供給量を設定していただきたくおねがいします。</p>	<p>ご意見は承りました。</p>
17	3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	<p>前回提案時は、1号・2号焼却炉の撤去と、5号焼却炉の新設が予定されていましたが、消化ガスの消費量、エンジンへの供給量の予測される変化について提示いただきたくお願いいたします。</p>	<p>公募要項公表時に5号炉の試験稼働に伴って使用したガス量についてのデータを提示いたします。</p>
18	3	第1	1	(5)	ウ	(エ)	<p>やむを得ない場合はバーナを利用可能とありますが、提案の自由度を大きくするため、やむを得ない場合に予備の焼却炉の利用を可能とするなど、他の施設も利用できないか検討いただきたくお願いします。</p>	<p>実施方針の通りと致します。</p>

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
19	3	第1	1	(5)	エ	(7)	PFI事業者が負担するユーティリティ電力対価は現行の電力会社約款の従量料金相当額と考えてよろしいでしょうか。	公募要項等で提示いたします。
20	3	第1	1	(5)	エ	(4)	上水・下水の料金について、冷却塔などで蒸発して下水排水しない量については、下水料金は減免されると考えてよろしいでしょうか。	横浜市下水道条例第22条の規定による減免を検討します。詳細は公募要項で提示します。
21	3	第1	1	(5)	エ	(4)	排水について、法令の範囲内であれば、河川(または海)への放流は可能でしょうか？	河川又は海への直接放流はできないと考えています。
22	3	第1	1	(5)	エ	(4)	上水使用時の蒸発分は減免されますでしょうか。下水処理水、ろ過水使用による汚水も有償でしょうか。	蒸発分に関しては答20を参照してください。下水処理水、ろ過水については公募要項等で提示いたします。
23	3	第1	1	(5)	オ		PFI事業者の収入となる「サービス対価」につき、特別会社の資金調達のために、債権譲渡及び担保とすることの承諾を横浜市殿からいただけますでしょうか。	横浜市の現在及び将来の抗弁権を留保した上で譲渡担保設定承諾することを想定しています。
24	4	第1	1	(5)	エ	(エ)	下水処理水を使用し排水した場合、冷却水として使用を想定しており、水質の低下がほとんどないため、下水道料金はかからないと考えてよろしいでしょうか。	公募要項等で提示いたします。
25	4	第1	1	(5)	エ	(オ)	「設備の燃料として都市ガスを含めその他の燃料を使用することはできない」と記載されているが、消化ガス発生量が減少したときにそれを補完する目的で都市ガスを補助的に利用することは可能か。	実施方針の通りと致します。
26	4	第1	1	(5)	オ		「本事業は下水道事業に係る国庫負担・補助事業を予定」されていますが、事業費に占める補助対象範囲の多寡、即ち貴市に交付される国庫負担・補助金の額と貴市の実質負担額の多寡については、提案審査において考慮されるのでしょうか？	本市の実質負担額の多寡は審査の対象となります。詳細は公募要項等で提示いたします。
27	4	第1	1	(5)	オ		国庫負担・補助金を受けて設けられた設備機器については、交換／流用は認められていないと考えてよろしいでしょうか。	「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」に抵触しない範囲であれば、事業者負担を原則として詳細はリスク負担の考え方に準じる方向で可能と考えています。
28	4	第1	1	(5)	オ		補助金の交付について、補助の内容によってPFI事業者の負担する費用が決まり、事業計画へ多大な影響があるため、国庫補助対象となる経費について公募要項等にて明示ください。	公募要項等で提示いたします。
29	4	第1	1	(5)	オ		「補助対象範囲は国との協議により補助申請時に決まる」とありますが、補助申請時とはいつになりますでしょうか。提案書受付前に補助対象範囲が決まっていないと、事業収支計算が困難と考えられます。	申請は事業者との事業契約締結後を想定しています。補助対象範囲についての詳細は公募要項等で提示します。

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
30	4	第1	1	(5)	オ		国庫負担補助金の増減、支払時期の変更による、事業者の金融費用が増加した場合のリスクは貴市にて負担頂けるのでしょうか？	公募要項等で提示いたします。
31	5	第1	2	(1)	イ		特定事業の選定基準として「市の財政負担が同一の場合においても公共サービスの水準向上を期待できること。」が挙げられていますが、具体的には、どのような効果を想定しているかご教示ください。	①設計・建設から運営、維持管理を選定事業者が一括して行うことにより、事業者の経営上のノウハウ及び専門的な技術が発揮され、効率化による費用の削減と創意工夫による最適な運営及び維持管理サービスの提供される、②市と事業者とが適正なリスク分担を行い、その責任分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応等事業に内在するリスクに対する対応力を高めることができ、効率的で安定した事業運営がなされる、③汚泥消化ガス及び処理水について事業者の創意工夫により、一層の効率的利用が図られる、などの効果を期待しています。
32	6	第2	2				より良い提案をおこなうため、公募要項等への質問は、少なくとも2回以上設けていただきたくお願いいたします。	ご意見は承りました。公募要項等で提示いたします。
33	6	第2	2				より良い提案をおこなうため、現地見学の機会を設けていただきたくお願いいたします。	ご意見は承りました。公募要項等で提示いたします。
34	6	第2	2				平成19年11月に公表が予定される『公募要項等』にて、業務要求水準が示されるものと推察致します。本事業は既設消化ガス発電設備の更新及び更新後の施設運転維持管理が主たる業務ですが、民間事業者のノウハウを活用するPFI事業の主旨に鑑み、既設の設備構成に囚われず、新規技術(例えばマイクロガスタービンや燃料電池等)の適用が可能となる事業スキームの構築を希望致します。	本事業ではマイクロガスタービンや燃料電池などを利用した電力供給の提案も可とします。
35	6	第2	3	(1)			応募者の構成について、代表者が応募者中最大の出資をする必要はありますでしょうか。	公募要項等で提示いたします。
36	6	第2	3	(1)			応募者の構成等「応募者は、事業契約締結までに本事業を実施する特別会社を会社法が規定する株式会社として設立するものとする。」とありますが、事業契約締結予定時期をご教示ください。	優先交渉権者決定後、平成22年4月1日の全面供給開始に支障の出ない時期に、事業契約を締結いたします。
37	6	第2	3	(2)	イ		参加資格要件は、関心表明書提出から提案書提出の間のみであり、提案書提出後に参加資格を喪失した場合には、事業契約を締結するというを確認お願いします。	ご意見は承りました。

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
38	7	第2	3	(2)	オ		「資本面又は人事面で関連のある者」について定義を明示くださいますようお願いいたします。 (例)「資本面において関連があるもの」とは、当該企業の発行済み株式数の100分の●を超える株式を有し、または、その出資の総額100分の●を超える出資をしている者 「人事面において関連があるもの」とは、当該企業の代表権を有するものが役員を兼ねている場合。	ご意見は承りました。公募要項等で提示いたします。
39	6	第2	3	(2)			指名停止などの社会情勢によるリスクを避けるため、応募グループの中で資格を喪失した構成員がおり、その他の構成員でその資格喪失した構成員の資格要件を満たす場合、他の構成員のみで応募することを可能としていただきたくお願いいたします。	ご意見は承りました。公募要項等で提示いたします。
40	6	第2	3	(2)			指名停止等による資格喪失の場合の変更はやむを得ない事情に該当するのでしょうか？	該当しません。
41	7	第2	4	(2)			審査内容についてサービスの質の低下を防ぐため、技術点の配点を多くしていただきたくお願いいたします。	公募要項等で提示いたします。
42	7	第2	4	(2)			市が求めるサービスの内容を具体的に理解し、より良い提案を行うため、技術評価の採点の細目を公表いただきたくお願いいたします。	公募要項等で提示いたします。
43	9	第3	3	(3)			工事現場での施工状況の確認について、ある一定の範囲以上の現場確認などは、工事工程に影響のない範囲に限定をしていただきたくお願いいたします。	ご意見は承りました。
44	10	第4					事業者は、現地事務所を当該敷地内に新たに設置する必要があるのでしょうか。それとも、既設設備内に、事業者用の事務所スペースを提供していただけるのでしょうか。	発電機棟内のスペースを有効利用することで対応していただきます。
45	12	第6	2				株主となる構成員が参入しやすい環境を作るため、市の債務不履行の場合の損害賠償にはPFI事業者の遺失利益も含まれるよう規定していただきたくお願いいたします。	ご意見は承りました。
46	12	第6	4				金融機関と市の協議を行うために、直接協定または直接契約を横浜市殿と事業者の起用する金融機関との間で締結されることも、想定されていますか。	公募要項等で提示いたします。
47	15	別紙1					<国庫補助金> 制度廃止の場合以外で国庫補助金の適用が受けられない場合、市がリスクをすべて負担していただけると考えてよろしいでしょうか。	実施方針のとおりです。

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
48	15	別紙1					<国庫補助金> 当初提案から補助金額が変更になった場合のリスクについては市の負担としていただきたくお願いします。	実施方針のとおりです。
49	15	別紙1					既存建屋(耐震補強、アスベスト対策など)、回収しない既設設備など、設計建設更新を伴わない設備そのものに起因するトラブルは市の責任と考えてよろしいでしょうか。	原則はご質問の通りですが、設計建設更新を伴わなくとも、本事業から大きな影響を受けるためにPFI事業者が維持管理すべき設備について、その維持管理が不十分であったために起こったトラブルは、PFI事業者の責任となります。
50	15	別紙1					税制の変更に関するリスクについて、「上記以外の税制の変更によるもの」を事業者のリスクとするのは不相当であると考えます。	ご意見は承りました。
51	15	別紙1	※3				「消化ガス量の大幅な変動」の定義をご教示願います。	公募要項等で提示いたします。
52	15	別紙1	消化ガスの供給				消化ガスの質の変更によるPFI事業者の収入の減少又は経費の増加は事業者のリスクとなっていますが、一定の変動に対してはその対応について協議を行うものとするとしていただけますでしょうか。	ご意見は承りました。公募要項等で提示いたします。
53	15	別紙1	税制の変更				建設費の消費税リスクが事業者となっておりますが、現在の消費税の仕組みから考えますと、(支払と還付のタイムラグによる金利負担を除けば)事業者が経済的負担を強いられることはないと理解しています。ここでのリスク負担とは、この仕組みの変更リスクおよび(前述のタイムラグによる)金利負担である、という理解でよろしいでしょうか。	その通りです。
54	15	別紙1	税制の変更				消費税の変更については事業者にてコントロールできるものではありませんので、「設計及び建設の対価に関するもの」についても貴市負担にして頂けませんか？	実施方針の通りと致します。
55	15	別紙1	税制の変更				上記以外の税制変更によるものが事業者リスクとなっていますが、著しく事業者の事業性が悪化するような税制変更の場合は協議とさせていただきますでしょうか。	実施方針の通りと致します。
56	16	別紙1	国庫補助金				国庫補助金の制度廃止は、民間が管理できるリスクではないため、この場合の契約解除による損失については市の負担としていただきたくお願いいたします。	実施方針の通りと致します。
57	15	別紙1	国庫補助金				事業契約締結後の変更(支払時期、金額等)については貴市負担という理解でよろしいでしょうか？	公募要項等で提示いたします。
58	16	添付資料	図1				<全体図および事業対象箇所> 事業対象箇所が不明です。明示ください。	本図では「ガス発電機棟」が事業対象箇所となります。詳細は公募要項等で提示いたします。

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
59	16	別紙1	※2				不可抗力の一定割合を事業者側の負担とありますが、「一定割合」の具体的な基準は募集要項にて明示されるのでしょうか。	公募要項等で提示いたします。
60	16	別紙1	建設段階の物価上昇				建設段階の物価上昇リスクが事業者負担となっておりますが、今般の(特定品の)著しい物価上昇にも鑑み、個別アイテムに関して著しい上昇については市殿もご負担頂くように再考願えないでしょうか。	ご意見は承りました。
61	16	別紙1	建設段階の物				建設期間中の物価上昇について貴市:主負担、事業者:従負担にして頂けませんでしょうか？	ご意見は承りました。
62	16	別紙1	汚泥消化ガスの供給				消化ガスの質/量については、民間で管理できるリスクではないため、大幅な変動を規定する範囲を明示いただきたくお願いします。(例)当初規定の±5%を超えた場合 など	公募要項等で提示いたします。
63	16	別紙1	汚泥消化ガスの供給				供給される汚泥消化ガスの量、質については事業者にてコントロールできるものではなく、貴市負担にして頂けませんでしょうか？	ご意見は承りました。回答62も合わせてご参照ください。
64	16	別紙1	施設の損傷				『劣化による損傷』とは経年劣化によるものは除かれるという理解でよろしいでしょうか？	経年劣化によるものでも、施設に損傷が出れば事業者の負担となります。
65	16	別紙4	※5				金利変動に対しては、PFI事業者として一時的な負担は可能ですが偏差が累積するような契約条件は避けていただきたいと考えます。	ご意見は承りました。
66	全般						募集要項の変更はあるものと想定いたしますが、前回(旧)実施方針に対する質問の回答は新旧変更された箇所を除き実施方針の解釈においては変更無いものと考えてよろしいでしょうか？	公募要項等でご確認願います。
67							電力供給の考え方について 非常時(買電停電)の電力供給に際して北部第二下水処理場の非常用発電設備との同期運転は考慮しないものと考えてよろしいでしょうか？	ご質問の通りです。